

県産農林水産物を主原料とする加工品の 放射性物質検査費用への助成について

【令和5年度青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業】

県産農林水産物を主原料とする加工品の放射性物質検査を行う場合、検査料金（税抜）の2分の1を県が負担します。

■ 対象

県内の農林水産物加工品製造業者

■ 要件

- (1) 県内の加工品製造業者又は県内に加工場を有する加工品製造業者（産地直売所を含む。）であること
- (2) 加工品の原材料の50%以上が県内で生産された農林水産物を使用していること
- (3) 検査の結果、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過した場合、県の措置（検査品の情報提供や出荷自粛など）に従うこと

■ 検査料金等

- (1) 検査件数：1加工品製造業者あたり原則4件まで
- (2) 検査料金：検査料金（税抜）の2分の1に消費税を加えた額

項目	一般食品	牛乳、乳幼児食品	飲料等
検出限界値	10Bq/kg	5Bq/kg	1Bq/kg
必要検体量	100g以上2kg未満	100g以上2kg未満	2kg以上
検査料金(税抜)	12,000円	13,000円	15,000円
うち加工品製造者負担額(税込)	6,600円	7,150円	8,250円

■ 実施期間

令和5年5月9日～令和6年3月31日
(ただし、予算額に達した時点で終了となります。)

■ 検査機関及び申込方法

- (1) 一般財団法人青森県薬剤師会食と水の検査センター
(電話：017-762-3620 住所：青森市大字野木字山口164-43)
【トップページ】 <https://syokusui.jp/>
【放射能検査ページ】 <https://syokusui.jp/inspection-item-list/radioactivity/>
- (2) 事前に、同センターに「青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業」を活用したい旨を電話で伝え、指示を受けてください。

■ お問い合わせ

青森県 農林水産部 食の安全・安心推進課 企画調整グループ
電話：017-734-9351
FAX：017-734-8086

